

(5) 同法第六条第五項に規定する教養文化施設等を整備するため又は同条第四項に規定する拠点地区内において同法第二条第三項に規定する産業業務施設を整備するために行われるもの

(6) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基礎強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき同法第十二条第二項第一号に規定する土地利用調整区域内において同法第二条第三項第一号に規定する施設を整備するために行われるもの

(7) その他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(土地の農業上の効率的な利用を図るための措置が講じられているものとして農林水産省令で定めるものに限る。)に従つて行われるものであつて農林水産省令で定める要件に該当するもの

2 法第四条第六項第二号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、農地を農地以外のものにする行為が前項第二号イ、ロ、ホ又はヘのいずれかに該当することとする。(良好な営農条件を備えている農地)

第五条 法第四条第六項第一号ロの良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるものは、次に掲げる農地とする。

一 おおむね十ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地

二 土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農地の造成その他の農林水産省令で定めるもの(以下「特定土地改良事業等」という。)の施行に係る区域内にある農地

三 傾斜、土性その他の自然的条件からみてそこの近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると認められる農地

一 前条第一号に掲げる農地のうち、その面積、形状その他の条件が農作業を効率的に行うのに必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの

二 前条第二号に掲げる農地のうち、特定土地

二 前条第二号に掲げる農地のうち、特定土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過したもの以外のもの（特定土地改良事業等のうち農地を開発すること又は農地の形質に変更を加えることによつて当該農地を改良し、若しくは保全することを目的とする事業で農林水産省令で定める基準に適合するものの施行に係る区域内にあるものに限る。）

（市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地）

第七条 法第四条第六項第一号ロ（一）の政令で定めるものは、次に掲げる区域内にある農地とする。

一 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況が農林水産省令で定める程度に達している区域

二 宅地化の状況が農林水産省令で定める程度に達している区域

三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業又はこれに準ずる事業として農林水産省令で定めるものの施行に係る区域

（市街地化が見込まれる区域内にある農地）

第八条 法第四条第六項第一号ロ（2）の政令で定めるものは、次に掲げる区域内にある農地とする。

一 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況からみて前条第一号に掲げる区域に該当するものとなることが見込まれる区域として農林水産省令で定めるもの

二 宅地化の状況からみて前条第二号に掲げる区域内に該当するものとなることが見込まれる区域として農林水産省令で定めるもの

（地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合）

第八条の二 法第四条第六項第五号の政令で定める場合は、申請に係る農地を農地以外のものにすることにより、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積を図るたる基準に適合するもの

めの措置その他の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るための措置が講じられているものとして農林水産省令で定めるものに限る。)の円滑かつ確実な実施に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として農林水産省令で定める場合とする。

(指定市町村の指定等)

第九条 法第四条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の申請により行う。

農林水産大臣は、前項の申請をした市町村が次に掲げる基準の全てに適合すると認めるときは、指定をするものとする。

一 当該市町村において確保すべき農地及び採草放牧地の面積の適切な目標を定めていること。

二 前号の目標を達成するために必要な農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策を適正に実施していること。

三 農林水産大臣は、指定をするため必要があると認めるときは、第一項の申請をした市町村の属する都道府県の知事の意見を聞くことができる。

4 農林水産大臣は、指定をしたときは、直ちに、その旨を、告示するとともに、第一項の申請をした市町村及び当該市町村の属する都道府県に通知しなければならない。

5 農林水産大臣は、指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、第一項の申請をした市町村に通知しなければならない。

6 指定があつた場合においては、その指定の際に効力を有する都道府県知事が行つた許可等の処分その他の行為(以下この項において「处分等の行為」という。)又は現に都道府県知事に対してされている許可の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、当該指定により当該指定の日以後指定市町村の長が行うこととなる事務に係るもののは、同日以後においては、当該指定市町村の長が行つた处分等の行為又は当該指定市町村の長に対してされた申請等の行為とみなす。

7 指定市町村の長は、農林水産省令で定めるところにより、第二項第一号の目標の達成状況及び指定により当該指定の日以後当該指定市町村

9 第三項、第四項及び第六項の規定は、指定の長が行うこととなつた事務の処理状況について、農林水産大臣に報告しなければならない。

8 揭げる基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すことができる。

9 第三項、第四項及び第六項の規定は、指定の取消しについて準用する。この場合において、第三項中「第一項の申請をした市町村」とあるのは、「当該指定の取消しに係る指定市町村」と、第四項中「告示するとともに、第一項の申請をした市町村」とあるのは「告示するとともに、その旨及びその理由を当該指定の取消しに係る市町村」と、第六項中「都道府県知事」とあるのは「指定市町村の長」と、「指定市町村の長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

10 指定又はその取消しの日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11 前各項に規定するもののほか、指定及びその取消しに關し必要な事項は、農林水産省令で定める。(市街化区域内にある農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての届出)

12 第十条 法第五条第一項第六号の届出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。

13 農業委員会は、前項の規定により届出書の提出があつた場合において、当該届出を受理したときはその旨を、当該届出を受理しなかつたときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該届出をした者に書面で通知しなければならない。(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の不許可の例外)

第十一條 法第五条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地又は採草放牧地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。

一 法第五条第二項第一号イに掲げる農地又は採草放牧地 法第三条第一項本文に掲げる権利の取得が次の全てに該当すること。

イ 申請に係る農地又は採草放牧地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであつて、当該利用の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を

供することが必要であると認められるものであること。

□ 農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

二 法第五条第二項第一号口に掲げる農地又は採草放牧地 法第三条第一項本文に掲げる権利の取得が第四条第一項第二号へ、前号イ又は次のいずれかに該当すること。

イ 申請に係る農地又は採草放牧地を第四条第一項第二号イに掲げる施設の用に供するために行われるものであること。

ロ 申請に係る農地又は採草放牧地を第四条第一項第二号ロの農林水産省令で定める施設の用に供するために行われるものであること。

ハ 申請に係る農地又は採草放牧地を第四条第一項第二号ハの農林水産省令で定める事業の用に供するために行われるものであること。

二 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

三 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

四 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

五 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

六 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

七 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

八 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

九 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

十 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

十一 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

十二 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

十三 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

十四 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

十五 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

十六 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

十七 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

十八 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

十九 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

二十 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

二十一 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

二十二 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

二十三 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

二十四 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

二十五 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

二十六 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

二十七 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

二十八 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

二十九 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

三十 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

三十一 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

三十二 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

三十三 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業のために供するために行うもの（当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。

三 傾斜、土性その他の自然的条件からみてそ
の近傍の標準的な農地又は採草放牧地を超
える生産をあげることができると認められる農
地又は採草放牧地

第十三条 法第五条第二項第一号口の市街化調整
区域内にある政令で定める農地又は採草放牧地
は、次に掲げる農地又は採草放牧地とする。

一 前条第一号に掲げる農地又は採草放牧地の
うち、その面積、形状その他の条件が農作業
を効率的に行うのに必要なものとして農林水
産省令で定める基準に適合するもの

二 前条第二号に掲げる農地又は採草放牧地の
うち、特定土地改良事業等の工事が完了した
年度の翌年度の初日から起算して八年を経過
したもの以外のもの（特定土地改良事業等の
うち農地若しくは採草放牧地を開発すること
による事業で農林水産省令で定める基準に適
合するものの施行に係る区域内にあるものに
限る。）

三 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい
区域内にある農地又は市街地化の傾向が著しい
(市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい
区域内にある農地又は採草放牧地)

第十四条 法第五条第二項第一号ロ (1) の政令
で定めるものは、第七条各号に掲げる区域内に
ある農地又は採草放牧地とする。

四 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接
する土地は、前条各号に掲げる土地

（報告を要しない農地又は採草放牧地）

第十六条 法第六条第一項の政令で定めるもの
は、次のとおりとする。

一 その法人が法第三条第一項本文に掲げる權
利を取得した時に農地及び採草放牧地以外の
土地であつた土地並びに前号に規定する土地
(以下この号において「特定農地等」という
。)につき土地改良法、農業振興地域の整備
に関する法律、農住組合法（昭和五十五年法
律第八十六号）、集落地域整備法（昭和六十
二年法律第六十三号）又は市民農園整備促進
法（平成二年法律第四十四号）による交換分
合が行われた場合に、都道府県知事が、当該
特定農地等に代わるべきものとして、農林水
産省令で定める手続に従い、その交換分合に
よりその法人が同項本文に掲げる権利を取得
した土地で当該特定農地等と地目、地積等が
近似するもののうちから指定した土地

（買収しない農地又は採草放牧地）

第十七条 法第七条第一項ただし書の政令で定め
る土地は、前条各号に掲げる土地とする。

（不確知所有者の探索の方法）

第十八条 法第七条第三項ただし書の政令で定め
る方法は、同条第二項の規定による公示に係る
農地又は採草放牧地の所有者の氏名又は名称及
び住所又は居所その他の当該所有者であつて確
知することができないものを確知するために必
要な情報（以下この条において「不確知所有者
関連情報」という。）を取得するため次に掲げ
る措置をとる方法とする。

一 当該農地又は採草放牧地の登記事項証明書
の交付を請求すること。

二 当該農地又は採草放牧地を現に占有する者
その他の当該農地又は採草放牧地に係る不確
知所有者関連情報を保有すると思料される者
であつて農林水産省令で定めるものに対し、
当該不確知所有者関連情報の提供を求めるこ
と。

三 第一号の登記事項証明書に記載されている
所有権の登記名義人又は表題部所有者その他
前二号の措置により判明した当該農地又は採
草放牧地の所有者と思料される者（以下この
号及び次号において「登記名義人等」とい
う）

第十九条 法第九条第一項第三号の対価は、買収
すべき農地又は採草放牧地の近傍の地域で自然
的、社会的、経済的諸条件からみてその農業事
情がその土地に係る農業事情と類似すると認め
られる一定の区域内における農地又は採草放牧
地（所有権に基づいて耕作又は養畜の目的に供
されているものに限る。以下この項において
「近傍類似農地等」という。）についての耕作又
は養畜の事業に供するための取引（農地を農地
以外のものにするためその農地を売り渡した者
がその農地に代わるべき農地を取得するために
行う取引その他の特殊な事情の下において行わ
れる取引を除く。）事例が収集できるときは、
当該事例における取引価格にその取引が行われ
た事情、時期等に応じて適正な補正を加えた価
格を基準とし、当該近傍類似農地等及び買収
べき農地又は採草放牧地に関する次に掲げる事
項を総合的に比較考量し、必要に応じて次項各
号に掲げる事項をも参考にして、算出するもの
とする。

う。）が記録されている住民基本台帳又は法
人の登記簿を備えると思料される市町村の長
又は登記所の登記官に対し、当該登記名義人
等に係る不確知所有者関連情報の提供を求
めること。

四 登記名義人等が死亡又は解散したこと
が判明した場合には、農林水産省令で定める
ところにより、当該登記名義人等又はその相
続人、合併後存続し、若しくは合併により設
立された法人その他の当該農地若しくは採草
放牧地の所有者と思料される者が記録されて
いる戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附
票又は法人の登記簿を備えると思料される市
町村の長又は登記所の登記官その他の当該農
地又は採草放牧地に係る不確知所有者関連情
報を保有すると思料される者に対し、当該不
確知所有者関連情報の提供を求めるこ

五 前各号の措置により判明した当該農地又は
採草放牧地の所有者と思料される者に対し
て、当該農地又は採草放牧地の所有者を特定
するための書面の送付その他の農林水産省令
で定める措置をとること。

六 前各号の措置により判明した当該農地又は
採草放牧地の所有者と思料される者に対し
て、当該農地又は採草放牧地の所有者を特定
するための書面の送付その他の農林水産省令
で定める措置をとること。

五 前各号に掲げるもののほか、一般的の取引における価格形成上の諸要素

2 前項の対価は、同項に規定する事例が収集できないときは、次に掲げる事項のいずれかを基礎とし、適宜その他の事項を勘案して、算出するものとする。

一 借賃、地代、小作料等の収益から推定されるその土地の価格

二 買収すべき農地又は採草放牧地の所有者がその土地の取得及び改良又は保全のため支出した金額

三 その土地についての固定資産税評価額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。第二十一条において同じ。）

（他の課税の場合の評価額（準用））

第二十条 第十八条の規定は、法第十条第三項第一号、第三十二条第二項及び第三項（これらは規定を法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第四十二条第三項第二号並びに第五十一条第三項第二号の政令で定める方法について準用する。（附帯施設の対価の算定方法）

第二十一条 法第十二条第二項において準用する法第九条第一項第三号の対価は、土地にあつてはその土地に係る固定資産税評価額との土地の近傍の農地に係る固定資産税評価額との関係等を基礎とし、当該近傍の農地について第十九条の算定方法の例により算出される額に比準して算出するものとし、立木、工作物又は水の使用に関する権利にあつては同条の規定の例により算出するものとする。

第二章 利用関係の調整等

（農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可手続）

第二十二条 法第十八条第一項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 農業委員会は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。（和解の仲介の手続等）

第二十三条 仲介委員は、法第二十五条第一項の規定による和解の仲介を行う場合には、期日及

び場所を定めて、申立人及び相手方の出頭を求めるものとする。

2 前項の規定により出頭を求められた当事者は、やむを得ない事由により自ら出頭することができないときは、代理人を出頭させることができることができる。

第二十四条 法第二十五条第一項の規定による和解の仲介による和解の結果について利害関係を有する者は、仲介委員の許可を受けて、仲介手続に参加することができる。

第二十五条 法第二十五条第一項の規定による和解の仲介により当事者間に和解が成立したときは、仲介委員及び当事者双方（前条の許可を受けて仲介手続に参加した者のうち当該和解の結果を承認した者を含む。）は、仲介委員がその内容を記載した調書に署名又は記名押印をするものとする。

2 仲介委員は、法第二十五条第一項の規定による和解の仲介により当事者間に相当と認められる内容の合意が成立する見込みがないと認めるときは、和解の仲介を打ち切ることができる。

第二十六条 法第二十五条第一項ただし書の規定による申出は、農業委員会がその紛争について和解の仲介をすることが困難又は不適当であると認めた理由を明らかにしてしなければならない。

第二十七条 第二十三条から第二十五条までの規定は、法第二十八条の規定による和解の仲介について準用する。

第二十八条 都道府県知事は、法第二十八条の規定による和解の仲介により和解が成立したとき、及び前条において準用する第二十五条第二項の規定により和解の仲介が打ち切られたときは、遅滞なく、その経過及び結果を関係農業委員会に通知しなければならない。

第三章 遊休農地に関する措置

第二十九条 法第四十二条第一項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 農作物の生育に支障を及ぼすおそれのある鳥獸又は草木の生息又は生育

二 地割れ

三 土壌の汚染

（買収した土地等の貸付け）

第三十条 法第四十五条第一項の土地のうち農地又は採草放牧地の貸付けについては、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の借受け後ににおいて耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる者、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構その他の農林水産省令で定める者（農業經營基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第二十二条の四第一項に規定する地域計画の区域内にある農地又は採草放牧地の貸付けについては、当該農地中間管理機構）に行うものとする。ただし、公用、公用又は国民生活の安定上必要な施設の用に供する緊急の必要がある農地又は採草放牧地を一時に貸し付ける場合は、この限りでない。

2 法第十二条第一項の規定により前項の農地又は採草放牧地と併せて買収した附帯施設については、同項の農地又は採草放牧地を借り受けける者に併せて貸し付ける場合は、この限りでない。（買収した土地等についての国有財産台帳等）

第三十一条 法第四十五条第一項の土地、立木、工作物又は権利についての国有財産台帳及び貸付簿は、土地、立木、工作物及び権利ごとに区分して作成するものとする。

2 前項に定めるもののほか、同項の国有財産台帳及び貸付簿の記載事項その他これらの作成に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。（農業上の利用の増進の目的に供しない土地等の認定）

第三十二条 農林水産大臣は、次に掲げる土地等につき法第四十七条の認定をすることができる。

一 公用、公共用又は国民生活の安定上必要な施設の用に供する緊急の必要があり、かつ、その用に供されることが確実な土地等

二 洪水、地すべり、鉱害その他の災害により農地若しくは採草放牧地又はこれらの中の農業上の利用のため必要な土地等として利用するこ

とが著しく困難又は不適当となつた土地等

三 その他土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことが相当である土地等

第三十三条 法第四十九条第五項の規定による損失の補償は、次に掲げる処分以外の処分に係る規定による和解の仲介を行ふ場合には、期日及

びのにあつては国が、次に掲げる処分に係るものにあつては都道府県等が行う。

一 法第四条第一項の規定による都道府県知事等の処分（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るもの）を除く。）

二 法第五条第一項の規定による都道府県知事等の処分（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るもの）を除く。

三 法第五十一条第一項及び第三項の規定による都道府県知事等の処分（前二号に掲げる処分に係るものに限る。）

（違反転用者等に対する処分又は命令）

第三十四条 法第五十一条第一項の規定による処分又は命令は、法第四条第一項又は第五条第一項の許可に付した条件に違反している者及びその者から当該違反に係る土地について工事その他他の行為を請け負った者又はその工事その他の行為の下請人並びに偽りその他不正の手段によりこれらの許可を受けた者に対してはその許可をした都道府県知事等が、その他の者に対しては都道府県知事等がするものとする。（大都市の特例）

第三十五条 第二十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、指定都市の区域内にある農地又は採草放牧地に係るものについては、当該指定都市が処理するものとする。この場合においては、この政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。（農業委員会に関する特例）

第三十六条 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会が置かれていない市町村についてのこの政令（第二十六条及び第二十八条を除く。以下この条において同じ。）の適用については、この政令中「農業委員会」とあるのは、「市町村長」とする。

第三十七条 この政令中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、指定都市（農業委員会等）に関する法律第四十一条第二項の規定により区

(総合区を含む。以下この条において同じ。) ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。) にあつては区又は区長(総合区長を含む。)に適用する。

第三十八条 この政令の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び次項各号に掲げるもの以外のものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第三条第二項の規定により市町村(指定市町村に限る)が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るもの)を除く。)

二 第九条第一項の規定により市町村が処理すべき事務(同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るもの)を除く。)

三 第九条第三項(同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務

四 第九条第七項の規定により指定市町村が処理することとされている事務

五 第十条第二項の規定により市町村(指定市町村に限る)が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るもの)を除く。)

六 第十二条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(意見を付する事務に限る。)

この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 第三条第二項の規定により市町村(指定市町村を除く。)が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地又はその農地を農地以外のものにする行為に係るもの)を除く。)

二 第十条第二項の規定により市町村(指定市町村を除く。)が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得するため四へクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るもの)を除く。)

三 第十条第二項の規定により市町村(指定市町村を除く。)が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るもの)を除く。)

附 則

(施行期日) 抄

1 この政令は、法の施行の日から施行する。

(未墾地の売渡し対価の算定方法の経過規定)

法の施行の際現に旧措置法第四十一条の二の規

定による買収の対価に省令で定める補償金額を

加えた額又は同法第四十一条第一項第三号の規

定による決定のあつた時における類似の土地等

の買収の対価に相当する額とする。

(支払金の徴収免除)

3 農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)第十四条第一項の規定による支払金を徴収しない場合は、次に掲げる場合とする。

一 その土地の所有者がこれをその者と住居及

タルを超える農地の転用)

法附則第二項第一号の地域の開発又は整備に

関する法律で政令で定めるものは、第四条第一項第二号へ(1)から(5)までに規定する法

律とし、法附則第二項第一号の政令で定める要件は、同条第一項第二号へ(1)から(5)ま

で規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号

へ(1)から(5)までに掲げるものに該当す

ることとする。

(農林水産大臣に対する協議を要しない四へク

タールを超える農地又は採草放牧地の転用のた

めの権利移動)

7 法附則第二項第三号の政令で定める要件は、

第四条第一項第二号へ(1)から(5)までに

規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号へ(1)から(5)までに掲げるものに該当す

ることとする。

(農林水産大臣に対する協議を要しない四へク

タールを超える農地又は採草放牧地の転用のた

めの権利移動)

5 旧措置法第三十条若しくは第三十六条の規

定により買収され、又は同法第四十条の六第

一項の規定による指定があつた土地で同法第

四十一条第一項第一号の規定により売り渡さ

れたものを譲渡する場合

6 その土地の所有者が農業委員会のあつ旋に

ききその土地を他の土地と交換する場合にお

いて、交換した土地の価額の差が価額の多額

である一方の土地の価額の十分の三以内であ

ることについてその農業委員会の証明がある

とき。

(農地調整法施行令等の廃止)

6 左に掲げる命令は、廃止する。

一 農地調整法施行令(昭和十三年勅令第三十

八号)

二 自作農創設特別措置法施行令(昭和二十一

年勅令第六百二十一号)

三 自作農創設特別措置法及び農地調整法の適

用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令(昭和二十五年政令第三百十七号)

四 自作地登記令(昭和十三年勅令第五百二十一号)

五 自作農創設特別措置登記令(昭和二十二年勅令第七十九号)

六 自作農創設特別措置法の施行に伴う土地台帳の特例に関する政令(昭和二十三年政令第一百五十五号)

(自作地登記のまつ消)

6 旧自作地登記令の規定によつてした自作地の登記については、登記官吏は、その登記のある土地についてこの政令の施行後最初に登記をする場合に、職権でこれをまつ消しなければならない。

(自作地登記のまつ消)

6 旧自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第三十条第一項の規定による買収

又は同法第四十一条第一項第三号の規定による買収

決定があつた土地で、この政令の施行の際、現

(農林水産大臣に対する協議を要しない四へク

タールを超える農地の転用)

法附則第二項第一号の地域の開発又は整備に

関する法律で政令で定めるものは、第四条第一項第二号へ(1)から(5)までに規定する法

律とし、法附則第二項第一号の政令で定める要件は、同条第一項第二号へ(1)から(5)ま

で規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号

へ(1)から(5)までに掲げるものに該当す

ることとする。

(農林水産大臣に対する協議を要しない四へク

タールを超える農地又は採草放牧地の転用のた

めの権利移動)

7 法附則第二項第三号の政令で定める要件は、

第四条第一項第二号へ(1)から(5)までに

規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号へ(1)から(5)までに掲げるものに該当す

ることとする。

(農林水産大臣に対する協議を要しない四へク

タールを超える農地又は採草放牧地の転用のた

めの権利移動)

5 旧措置法第三十条若しくは第三十六条の規

定により買収され、又は同法第四十条の六第

一項の規定による指定があつた土地で同法第

四十一条第一項第一号の規定により売り渡さ

れたものを譲渡する場合

6 その土地の所有者が農業委員会のあつ旋に

ききその土地を他の土地と交換する場合にお

いて、交換した土地の価額の差が価額の多額

である一方の土地の価額の十分の三以内であ

ることについてその農業委員会の証明がある

とき。

6 左に掲げる命令は、廃止する。

一 農地調整法施行令(昭和十三年勅令第三十

八号)

二 自作農創設特別措置法施行令(昭和二十一

年勅令第六百二十一号)

三 自作農創設特別措置法及び農地調整法の適

用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令(昭和二十五年政令第三百十七号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令施行前に農地法第六十四条の規定による売渡予約書の交付を受けた者に当該売渡予約書に係る地区内にある土地を売り渡す場合における同法第六十七条第一項第四号の対価の算定については、なお從前の例による。

3 月十日)から施行する。

1 この政令は、昭和三十三年一月一日から施行する。

2 この政令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

3 月十日)から施行する。

1 この政令は、昭和三十三年九月三〇日政令第二

九八号)抄

1 (施行期日)抄

1 この政令は、昭和三十三年一月二五日政令第

二七六号)抄

1 この政令は、昭和三五年一〇月二一日政令第

二七六号)抄

1 この政令は、昭和三七年一月二九日政令第

六八号)抄

1 この政令は、農地法の一部を改正する法律

(昭和三十七年法律第二百二十六号)の施行の日

から起算して一年を経過した日とする。

1 この政令は、農地法の一部を改正する法律

(昭和三十七年七月一日)から施行する。

1 この政令は、農地法の一部を改正する法律

(昭和三十七年七月一日)から施行する。

1 この政令は、農地法の一部を改正する法律

(昭和三十七年七月一日)から施行する。

1 この政令は、農地法の一部を改正する法律

(昭和三七年二月一日)から施行する。

1 この政令は、農地法の一部を改正する法律

(昭和三七年二月一日)から施行する。

1 この政令は、農地法の一部を改正する法律

(昭和三七年三月三一日)から施行する。

1 この政令は、農地法の一部を改正する法律

(昭和三七年三月三一日)から施行する。

1 この政令は、農地法の一部を改正する法律

(昭和三七年三月三一日)から施行する。

1 この政令は、農地法の一部を改正する法律

(昭和三七年三月三一日)から施行する。

-
- 一日) から施行する。ただし、次の各号に掲げ
る規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第三条中農地法施行令第三十条第一項の改
正規定、第四条の規定（前号に掲げる改正規
定を除く。）、第六条から第八条まで及び第十
条の規定並びに次条から附則第四条までの規
定 改正法附則第一条第二号に掲げる規定の
施行の日（令和二年四月一日）
**附 則（令和四年一一月二八日政令第三
五六号）**
- この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一
部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一
日）から施行する。
-